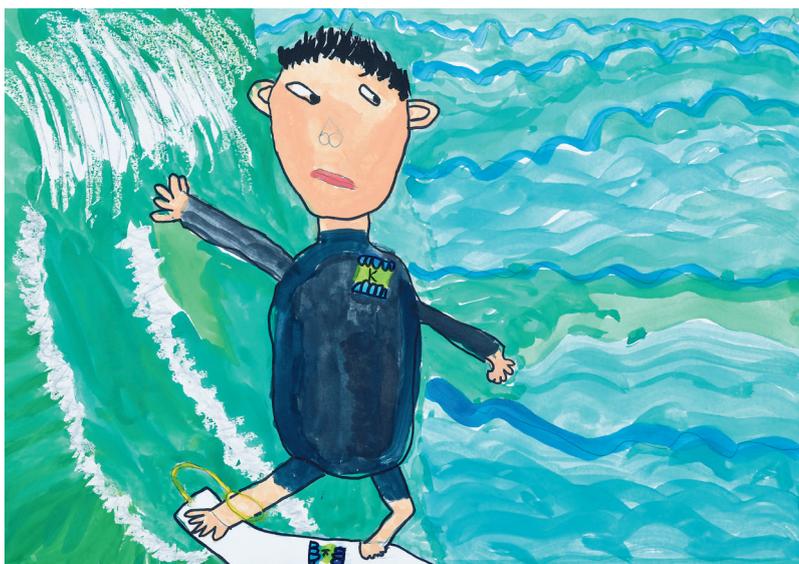


障がいのある人の雇用のために

— 障がいのある人に新たな雇用の場を —



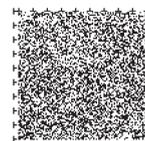
「ハンバーガー屋さん」
前田 夏哉さんの作品



「プロサーファーで金メダル」
岩崎 翔琉さんの作品

R4年度絵画コンテスト 働くすがた～今そして未来～
小学校の部 JEED理事長奨励賞

※JEEDは(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の略称です。



◆障害者雇用率制度◆

障がいのある人の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」で定められており、すべての事業主は、その雇用する常用労働者のうち、一定率（法定雇用率）以上の障がいのある人を雇用しなければなりません。

あなたの企業は、法定雇用率に達していますか？



法定雇用率

民間企業…2.3% 国・地方公共団体・特殊法人…2.6% 都道府県等の教育委員会…2.5%

※なお、法定雇用率は令和6年4月以降、段階的に引き上げられます。

令和6年4月：民間企業…2.5%、国・地方公共団体・特殊法人…2.8%、都道府県等の教育委員会…2.7%

令和8年7月：民間企業…2.7%、国・地方公共団体・特殊法人…3.0%、都道府県等の教育委員会…2.9%

法定雇用障がい者数の算定式

各事業主は、常用労働者の総数に法定雇用率を乗じて得た数（法定雇用障がい者数）以上の障がいのある人を雇用しなければなりません。

$$\text{法定雇用障がい者数} = \text{企業全体の常用労働者の総数} \times \text{法定雇用率}$$

（1人未満の端数は切り捨て）



常用労働者（短時間労働者を除く）の数 + 短時間労働者の数 × 0.5

※短時間労働者とは、1週間の所定内労働時間が20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

なお、障がいのある人の就業が、一般的に困難であると従来認められていた職種が多い業種の事業所については、業種別の除外率（後述参照）を設けて常用労働者の総数から除外しています。

また、法定雇用率の適用は企業単位（本社、本店で一括する）となっていますが、一定の要件を満たした場合には、法定雇用障がい者数の算定に子会社を含めたり、企業グループ全体で算定したりすることができます。（後述参照）

実雇用率の算定式

$$\text{実雇用率} = \frac{\text{身体障がい、知的障がい又は精神障がいのある常用労働者の数}}{\text{企業全体の常用労働者の総数}}$$

身体障がい、知的障がい又は精神障がいのある常用労働者の数の算定方法

障がいのある人の分類	常用労働者の数のカウント	
	フルタイム	短時間労働者
重度身体障がいのある人	2人	1人
重度知的障がいのある人	2人	1人
重度以外の身体障がいのある人	1人	0.5人
重度以外の知的障がいのある人	1人	0.5人
精神障がいのある人	1人	1人(注)

（注）短時間労働者である精神障がいのある人について、当分の間、雇入れからの期間等に関係なく、1人としてカウントします（令和5年4月以降）。ただし、上記を満たしていても対象にならない場合もあります。お問い合わせは、公共職業安定所（ハローワーク）（p5参照）へ

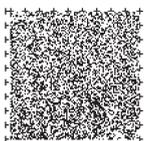
除外率制度

法定雇用障がい者数を算定する基礎となる常用労働者の総数を算定する場合に、一定の業種に属する事業を行う事業主については、除外率に相当する労働者数を控除する制度が設けられています。

■除外率設定業種及び除外率（※令和7年4月に一律10ポイント引き下げられます）

除外率設定業種	除外率	除外率設定業種	除外率
◆非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く） ◆倉庫業 ◆船舶製造・修理業、船用機関製造業 ◆航空運輸業 ◆国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る）	5%	◆港湾運送業 ◆警備業	25%
		◆鉄道業 ◆医療業 ◆高等教育機関 ◆介護老人保健施設（日本標準産業分類、細分類番号8542に該当するものに限る）	30%
		◆林業（狩猟業を除く）	35%
		◆金属鉱業 ◆児童福祉事業	40%
		◆特別支援学校（専ら視覚障がい者に対する教育を行う学校を除く）	45%
◆窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） ◆その他の鉱業 ◆採石業、砂・砂利・玉石採取業 ◆水運業	10%	◆石炭・亜炭鉱業	50%
		◆道路旅客運送業 ◆小学校	55%
◆非鉄金属第一次製錬・精製業 ◆貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	15%	◆幼稚園	60%
		◆幼保連携型認定こども園	60%
◆建設業 ◆鉄鋼業 ◆道路貨物運送業 ◆郵便業（信書便事業を含む）	20%	◆船員等による船舶運航等の事業	80%

特例子会社制度



法定雇用率の適用は企業単位となっているため、子会社であっても別法人であれば、親会社とは別に取り扱われます。『特例子会社』は、厚生労働大臣の認定を受けることにより、その子会社で雇用されている者を親会社で雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できるという制度です。

認定を受けるには、5人以上の障がいのある人を雇用し、かつ、全従業員に占める障がいのある人の割合が20%以上であること、障がいのある人の雇用管理を適正に行う能力を有することなど、一定の要件を満たす必要があります。

◆障がいのある人の雇用に向けて◆

ジョブコーチ(職場適応援助者)による支援事業

障がいのある人の職場適応や職場定着を援助するため、ジョブコーチが職場を訪問して直接支援を行います。障がいのある人自身に対する支援に加え、事業主や職場の従業員に対しても、必要に応じて職務の再設計や職場環境の改善を提案するなど、障がいのある人の雇用管理等に関する助言を行います。 お問い合わせは、福岡障害者職業センター、福岡市立障がい者就労支援センター（p5参照）へ

障がい者雇用についての相談支援

障がいのある人を雇用しようとする又は雇用している事業主が、雇入れや職場定着において、障がいのある人の雇用管理等に課題を有している場合には、障害者職業センターの障害者職業カウンセラーや障害者就業・生活支援センター等の担当職員が相談に応じます。 お問い合わせは、福岡障害者職業センター（p5参照）、福岡市立障がい者就労支援センター（p5参照）、障害者就業・生活支援センター（裏表紙参照）へ

福岡県障がい者雇用拡大(職業紹介)事業

障がいのある人の雇用を検討している事業主を対象に、障がい者雇用に関するアドバイス、障がいの特性に応じた職域の提案、人材紹介、雇用後の定着支援など、スムーズな障がい者雇用をお手伝いします。

また、特例子会社相談窓口を設置し、特例子会社を設立しようとする場合のアドバイスや人材の確保、定着のための支援も行っていきます。 お問い合わせは、福岡県障がい者雇用拡大(職業紹介)事業事務局（092-733-3925）（p5参照）へ

障がいのある人の職場実習の受入れ

障がいのある人の就業を支援する関係機関では、職業訓練の一環として、実際の職場での体験実習を行っています。事業主が、障がいのある人の職場実習を受け入れ、障がいのある人が仕事をする姿に接することで、障がいの特性を知り、自分の職場にも障がいのある人に適した仕事があることを発見するなど、障がい者雇用に対する理解を深めることができます。 お問い合わせは、障害者就業・生活支援センター（裏表紙参照）、福岡県教育庁教育振興部特別支援教育課、福岡障害者職業能力開発校（p6参照）へ

◆誰もが安心して、いきいきと働き続けられる職場にするために◆

雇用の分野での障がい者差別をなくし、活躍の機会を確保

障害者雇用促進法により、すべての事業主に対し、雇用の分野における障がい者差別が禁止されるとともに、障がいのある人が職場で働くにあたっての支障をなくすための措置（合理的配慮）の提供が義務付けられています。

①差別の禁止

事業主は、障がいのある人に対し、障がいのない人との均等な機会を確保しなければなりません。また、賃金、教育訓練、福利厚生、配置、昇進等の待遇について、障がいを理由として他の者と異なる取扱いをすることは禁止されています。

※合理的配慮を提供し、能力などを適正に評価した結果として障がいのない人と異なる取扱いをすることを禁止するものではありません。

【差別の主な具体例】

募集・採用の機会	○障がいがあることを理由として、採用募集の対象から除外する ○募集、採用にあたって、障がいのある人に対してのみ不利な条件を課す ○採用基準を満たす者の中から障がいのない人を優先して採用する など
賃金の決定、教育訓練の実施、施設の利用など	○障がいがあることを理由として、以下のような差別的取扱いを行うこと ・賃金を引き下げる、低い賃金を設定する、昇給をさせない ・研修、実習を受けさせない ・食堂や休憩室の利用を認めない など

②合理的配慮の提供義務

事業主は、募集、採用において、障がいのある人からの申出により、障がい特性に応じ、障がいのない人との均等な機会を確保するために必要な措置を講じなければなりません。また、採用後においては、障がいのある人が職場で働く上で支障となっている事情がある場合には、当該障がいのある人との話し合いにより、これを解消するために必要な措置を講じなければなりません。 ※事業主に過重な負担を及ぼす場合は除かれます。

【合理的配慮の主な具体例】

募集、採用の配慮	○問題用紙の点訳・音訳、試験などでの拡大読書器の利用、解答時間の延長、解答方法の工夫 など
施設の整備、援助を行う者の配置など	○車いす利用者に合わせた机・作業台の高さの調節 ○文字のほか口頭での説明、分かりやすい文書・絵図での説明、筆談 ○手話通訳・要約筆記者の配置・派遣、相談員の配置 ○ラッシュ時を避けるための通勤時間の調整 など

③相談体制の整備・苦情処理、紛争解決の援助

事業主は、障がいのある人の相談に適切に対応するため、相談体制を整備する必要があります。また、事業主は、障がいのある人から「困っている」「改善してほしい」などの申出を受けた場合、改善に努める義務があります。

障がいのある人から苦情の申出を受け、当事者同士の自主的な解決が難しい場合、都道府県労働局長による助言・指導・勧告等の紛争解決を援助する仕組みがあります。

障害者差別禁止指針、合理的配慮指針、Q&A及び事例集については厚生労働省HPへ

お問い合わせは、公共職業安定所（ハローワーク）または福岡労働局（p5参照）へ

障がいのある人の虐待をなくす、防ぐ

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により、使用者による障がいのある人への虐待が禁止されるとともに、事業主に対し、虐待防止のための措置（労働者研修の実施、苦情処理体制の整備等）、虐待の届出や申出を理由とした不利益取扱いの禁止といった責務が課されています。

◆障がい者雇用企業への援助◆

1. 各種助成金

① 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

公共職業安定所（ハローワーク）等（※1）の紹介で障がいのある人を継続して雇用する労働者として新たに雇い入れたときに、一定の金額を一定期間助成するものです。

対象労働者	助成額および助成期間(いずれも半年ごとの申請)	
	大企業	中小企業
重度障がいのある人等（※2）	100万円 33万円×2期、34万円×1期(計1年6か月)	240万円 40万円×6期(計3年)
重度障がいのある人等を除く 身体・知的障がいのある人	50万円 25万円×2期(計1年間)	120万円 30万円×4期(計2年間)
短時間労働者（※3）	30万円 15万円×2期(計1年間)	80万円 20万円×4期(計2年間)

※1 ハローワーク、地方運輸局、適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者等

※2 重度の身体・知的障がいのある人、45歳以上の身体・知的障がいのある人及び精神障がいのある人

※3 一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の重度障がい者等を含む身体・知的・精神障がいのある人

② 特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

発達障がいのある人又は難治性疾患患者を、ハローワーク等の職業紹介により継続して雇用する労働者として新たに雇い入れ、雇用管理に関する事項等を報告する事業主に対して助成する制度です。

③ トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース、障害者短時間トライアルコース）

ハローワーク等の職業紹介により、継続雇用する労働者として雇用することを目的に、障がいのある人を一定期間試行雇用（トライアル雇用）する事業主に対し、助成する制度です。

【障害者トライアルコース】

原則として3か月間（テレワークによる勤務を行う場合、原則3か月以上6か月以内）、精神障がいのある人は、原則6か月以上12か月以内（週20時間以上勤務）試行雇用する場合

助成額：身体障がいのある人、知的障がいのある人の場合…対象者1人につき、最大月額4万円×月数（雇入れから3か月）

精神障がいのある人の場合…雇入れから3か月までは、対象者1人につき、最大月額8万円×月数

雇入れから4か月以降6か月までは、対象者1人につき、最大月額4万円×月数

【障害者短時間トライアルコース】

精神障がいのある人や発達障がいのある人で週20時間以上の勤務が難しい人を、トライアル雇用期間中に20時間以上の就労を目指して3～12か月試行雇用する場合

助成額：対象者1人につき、最大月額4万円×月数

トライアル雇用が終了した後、継続雇用に移行した場合、特定求職者雇用開発助成金が支給される場合があります。

2. 訓練・実習に対する援助

障がい者の態様に応じた多様な委託訓練（実践能力習得訓練コース）

障がいのある人の雇用を希望する企業等において、当該企業等に就職が見込める人に対し、就職に必要な知識や技能を習得させるため、企業側の人材ニーズとその人の障がいの態様に応じて行う実践的な職業訓練で、訓練期間は原則3か月以内です。福岡障害者職業能力開発校が企業等に委託して実施し、訓練修了後に委託料を支払います。

お問い合わせは、福岡障害者職業能力開発校（p6参照）へ

◆障害者雇用納付金制度に基づく助成金等◆

障がいのある人を雇用する事業主に対して助成を行うための、事業主の共同拠出による制度です。
法定雇用率を達成していない事業主から納付された障害者雇用納付金をもとに次の助成金等が支給されます。

1. 障害者雇用納付金

対象事業主	法定雇用率(2.3%)未達成事業主が納付する納付金の額
常用雇用労働者数が100人を超える事業主	納付金の額=(法定雇用障がい者数-雇用障がい者数)×5万円(1人月額)

2. 障害者雇用調整金・報奨金

① 障害者雇用調整金	常用雇用労働者数が100人を超える事業主で、法定雇用率(2.3%)を超えて雇用する障がいのある人1人につき月額27,000円を支給
② 報奨金	常用雇用労働者数が100人以下の事業主で、各月の雇用障がい者数の年度間合計数が一定数(各月の常用雇用している労働者数の4%の年度間合計数又は72人のいずれか多い数)を超えて雇用する障がいのある人1人につき月額21,000円を支給
③ 在宅就業障害者特例調整金	障害者雇用納付金申告もしくは障害者雇用調整金申請事業主であって、在宅就業障がい者又は在宅就業支援団体に対して仕事を発注し、業務の対価として支払った額に応じて算定した額を支給
④ 在宅就業障害者特例報奨金	報奨金申請事業主であって、在宅就業障がい者又は在宅就業支援団体に対して仕事を発注し、業務の対価として支払った額に応じて算定した額を支給
⑤ 特例給付金	週所定労働時間が10時間以上20時間未満の障がいのある人(※)を雇用する事業主に支給(※1人につき、常用雇用労働者数100人超事業主:月額7,000円、100人以下事業主:月額5,000円)ただし、常用雇用労働者で障がいのある人の合計数が上限

3. 各種助成金

障がいのある人の雇用に伴い、事業主が施設・設備の整備や雇用管理の整備等の措置を行った場合に、その経済的負担の調整並びに障がいのある人の雇用の促進及び継続を図るために費用の一部を助成(限度額あり)

① 障害者作業施設設置等助成金	障がいのある労働者が作業を容易に行えるよう配慮された施設・設備の設置等 助成率2/3
② 障害者福祉施設設置等助成金	障がいのある労働者の福祉の増進を図るための福利厚生施設の設置・整備等 助成率1/3
③ 障害者介助等助成金	職場介助者の配置または委嘱、手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱、障がい者相談窓口担当者の配置等、職場復帰支援、職場支援員の配置又は委嘱等 助成率3/4他
④ 重度障害者等通勤対策助成金	通勤を容易にするための住宅の賃借等、指導員配置、バス購入、駐車場賃借等 助成率3/4
⑤ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	重度身体障がい者、知的障がい又は精神障がいのある人を多数継続雇用するための施設の設置・整備等 助成率2/3他 (対象障がい者を1年以上継続して10人以上雇用し、雇用労働者数に占める対象障がい者の数の割合が2/10以上であることが必要)
⑥ 職場適応援助者助成金	【訪問型職場適応援助者による支援】 援助を必要とする障がいのある人のために、事業所に職場適応援助者を訪問させる事業主に対して助成 【企業在籍型職場適応援助者による支援】 援助を必要とする障がいのある人のために、事業所に職場適応援助者を配置して援助を行う事業主に対して助成

お問い合わせは、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部高齢・障害者業務課(p5参照)へ

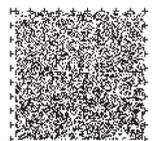
◆障がい者雇用企業への優遇制度◆

1. 税制上の優遇措置

障がいのある人を雇用する事業所を支援するため、事業所税の軽減措置、助成金の非課税措置等、税制上の優遇措置があります。対象となる事業所・助成金の確認については、最寄りのハローワークへ、税制度については、所管の税務署または県税事務所にお問い合わせください。

2. 入札参加資格における評価

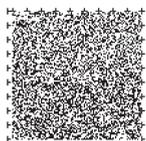
福岡県では、福岡県が発注する建設工事及び物品関係の入札参加資格の審査事項として、障がい者雇用状況に応じて得点を付与する制度を設けています。入札制度・参加資格申請手続きについては、建設工事は建築都市部建築指導課に、物品・サービス関係は総務部総務事務厚生課にお問い合わせください。



※ 令和5年4月1日現在の情報です。各制度の適用条件、手続き等の詳細については、各機関にご確認・ご相談ください。

◆関係機関一覧◆

名 称		所 在 地	電 話 (FAX)	管轄・業務内容等
福岡地域	福岡中央公共職業安定所 (赤坂駅前庁舎)	〒810-8609 福岡市中央区赤坂1-6-19 〒810-0041 福岡市中央区大名2-4-22 新日本ビル2階	092-687-4463 (092-711-1192) 092-712-6508 (092-781-0029)	福岡市中央区、博多区、城南区、早良区、南区(那の川1～2丁目)、糟屋郡(志免町、須恵町、宇美町) ※赤坂駅前庁舎は、事業所の雇用保険手続きを行う窓口です。
	福岡東公共職業安定所	〒813-8609 福岡市東区千早6-1-1	092-672-8674 (092-672-3000)	福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡(篠栗町、新宮町、久山町、粕屋町)
	福岡南公共職業安定所	〒816-8577 春日市春日公園3-2	092-687-4514 (092-574-6554)	福岡市南区(那の川1～2丁目を除く)、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市
	福岡西公共職業安定所	〒819-8552 福岡市西区姪浜駅南3-8-10	092-688-9206 (092-883-5871)	福岡市西区、糸島市
北九州地域	八幡公共職業安定所 (本庁舎)	〒806-8509 北九州市八幡西区岸の浦1-5-10	093-622-5896 (093-622-3144)	北九州市八幡東区、八幡西区、中間市、遠賀郡 ※本庁舎は、事業所関係(雇用保険の適用・求人募集・助成金の相談、公共事業)、新規学卒、マザーズコーナーの事業を行っています。 ※黒崎駅前庁舎は、職業相談、職業訓練、雇用保険給付の業務を行っています。
	(黒崎駅前庁舎)	〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ6階	093-622-6369 (092-621-3941)	
	若松出張所	〒808-0034 北九州市若松区本町1-14-12 若松港湾合同庁舎 1階	093-771-5055 (093-751-5467)	北九州市若松区 ※事業主の雇用保険適用手続、求人申込手続窓口は、八幡本庁舎です。
	戸畑分庁舎	〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8階	093-871-1331 (093-881-4026)	北九州市戸畑区 ※事業主の雇用保険適用手続、求人申込手続窓口は、八幡本庁舎です。
	小倉公共職業安定所	〒802-8507 北九州市小倉北区萩崎町1-11	093-941-8749 (093-941-8631)	北九州市小倉北区、小倉南区
	門司出張所	〒800-0004 北九州市門司区北川町1-18	093-381-8618 (093-381-5875)	北九州市門司区
	行橋公共職業安定所	〒824-0031 行橋市西宮市5-2-47	0930-25-8609 (0930-23-8198)	行橋市、京都府、築上郡(築上町)
豊前出張所	〒828-0021 豊前市大字八屋322-70	0979-82-8609 (0979-83-4789)	豊前市、築上郡(吉富町、上毛町)	
筑豊地域	飯塚公共職業安定所	〒820-8540 飯塚市芳雄町12-1	0948-24-8636 (0948-28-7599)	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡
	直方公共職業安定所	〒822-0002 直方市大字頓野3334-5	0949-22-3214 (0949-24-2332)	直方市、宮若市、鞍手郡
	田川公共職業安定所	〒826-8609 田川市弓削田184-1	0947-44-8679 (0947-46-1729)	田川市、田川郡
筑後地域	大牟田公共職業安定所	〒836-0047 大牟田市大正町6-2-3	0944-69-0009 (0944-54-1540)	大牟田市、柳川市、みやま市
	久留米公共職業安定所	〒830-8505 久留米市諏訪野町2401	0942-90-0013 (0942-33-6526)	久留米市(城島町を除く)、小郡市、うきは市、三井郡
	大川出張所	〒831-0041 大川市大字小保614-6	0944-86-8609 (0944-86-3722)	久留米市(城島町)、大川市、三潁郡
	八女公共職業安定所	〒834-0023 八女市馬場514-3	0943-23-6188 (0943-24-5597)	八女市、筑後市、八女郡
朝倉公共職業安定所	〒838-0061 朝倉市菩提寺480-3	0946-22-8609 (0946-23-1359)	朝倉市、朝倉郡	
福岡助成金センター		〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館1階	092-411-4701 (092-411-4703)	ハローワーク等で取り扱っている各種助成金の受付を行っています。 (特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)、トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース、障害者短時間トライアルコース)等)
(独) 雇用支援機構 福岡支部	福岡障害者職業センター	〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-6-19 ワークプラザ赤坂5階	092-752-5801 (092-752-5751)	障がいのある人や事業主に対して、ハローワークや関係機関等との密接な連携の下、職業に関する相談や援助を行っています。 就職に向けての相談、就職準備のための支援、職場定着に向けたジョブコーチ支援、うつ病等による休職者の職場復帰支援、雇用管理等に係る助言等を行っています。
	福岡障害者職業センター北九州支所	〒802-0066 北九州市小倉北区萩崎町1-27	093-941-8521 (093-941-8513)	
	高齢・障害者業務課	〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310 (092-718-1314)	事業主に対する障がいのある人の雇用促進に関する啓発、支援を行っています。障害者雇用納付金制度による各種助成金の申請窓口になっています。(障害者雇用調整金・親賃金ほか障がい者の雇用に伴う施設整備、雇用管理措置に係る助成金等)
北九州市障害者就労支援センター		〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた2階	093-871-0030 (093-871-0083)	北九州市が設置する障害者就労支援センターです。国・県が設置する北九州障害者就業・生活支援センターと一体で、「北九州障害者しごとサポートセンター」内にあります。
福岡市立障がい者就労支援センター		〒810-0073 福岡市中央区舞鶴1-4-13 福岡市舞鶴庁舎4階	092-711-0833 (092-711-0834)	障がいのある人の就職や職場定着の促進のため、相談、ジョブコーチ支援等により、就労面と生活面の両方から支援を行っています。また、事業主に対して障がい者雇用に関する相談・支援や障がい福祉サービス事業所等の職員に対して研修、出前講座等を行っています。
福岡県障がい者雇用拡大事業 事務局 (兼 特例子会社設立相談窓口)		〒810-0001 福岡市中央区天神1-9-17 福岡天神フコク生命ビル (株)総合キャリアトラスト	092-733-3925 (092-733-3926)	福岡県が委託する民間事業者による、障がいのある人の職業紹介事業(利用料無料)です。企業のニーズに応じた求人内容の検討支援から、マッチングによる紹介、定着までの一連の支援を実施します。条件を満たせば、特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金等を利用できます。



名 称		所 在 地	電 話 (FAX)	管轄・業務内容等
高次脳機能障がい支援拠点機関	福岡県障がい者リハビリテーションセンター	〒811-3113 古賀市千鳥3丁目1-1 高次脳機能障がい専門相談ホットライン	092-944-1041 092-944-2011	相談支援コーディネーターが高次脳機能障がいの当事者や家族からの相談を受け、関係機関と連携しながら支援を行っています。
	福岡市立心身障がい福祉センター 高次脳機能障がい支援センター	〒810-0072 福岡市中央区長浜1丁目2-8	092-406-2455	
	産業医科大学病院	〒807-8556 北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	093-603-1611	
	久留米大学病院	〒830-0011 久留米市旭町67	0942-35-3311	
福岡県難病相談支援センター	福岡市難病相談支援センター	〒812-8582 福岡市東区馬出3-1-1 九州大学病院 北棟2階	092-643-8292 (092-643-1389)	難病患者や家族からの相談を受け、関係機関と連携しながら支援を行っています。
北九州市難病相談支援センター	〒802-8560 北九州市小倉北区馬借1-7-1	093-522-8761		
福岡県難病相談支援センター 北九州センター	北九州市総合保健福祉センター6階	093-522-6641		
福岡県医療的ケア児支援センター	〒811-0119 糟屋郡新宮町緑ヶ浜4丁目2-1	092-692-1601	医療的ケア児とその家族からの相談を受け、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関と連携しながら支援を行っています。	
福岡県発達障がい者支援センター（北九州地域）	〒802-0803 北九州市小倉南区春ヶ丘10-2	093-922-5523	発達障がい児・者や家族などからの発達支援や就労支援についての相談に応じるほか、啓発・研修を行っています。相談は予約制です。事前にお電話ください。	
福岡県発達障がい者（児）支援センター（福岡地域）Life	〒816-0804 春日市原町3丁目1-7 クローバープラザ1階 東棟	092-558-1741 (092-558-1742)		
福岡県発達障がい者支援センター（筑豊地域）ゆう・もあ	〒825-0004 田川市大字夏吉4205-7	0947-46-9505 (0947-46-9506)		
福岡県発達障がい者支援センター（筑後地域）あおぞら	〒834-0122 八女郡広川町一條1361-2	0942-52-3455 (0942-53-0621)		
北九州市発達障害者支援センター つばさ	〒802-0803 北九州市小倉南区春ヶ丘10-2	093-922-5523 (093-922-5523)		
北九州市発達障害者支援センター つばさ 西部分所	〒808-0132 北九州市若松区大字小敷566-8			
福岡市発達障がい者支援センター ゆうゆうセンター	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴1-4-13 福岡市舞鶴総合庁舎4F	092-753-7411 (092-753-7412)		
福岡県若年性認知症サポートセンター	〒824-0004 行橋市大字金屋649-1 高齢者自立支援センター内	0930-26-2370		
福岡障害者職業能力開発校	〒808-0122 北九州市若松区大字蛸住1728-1	093-741-5431 (093-741-1340)		
福岡県教育庁教育振興部特別支援教育課	〒812-8575 福岡市博多区東公園7-7	092-643-3914 (092-643-3884)		
北九州市教育委員会学校教育部特別支援教育課	〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1-1	093-582-3448 (093-581-5873)	障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた教育への指導、助言を行っています。特別支援学校(高等部)では、進路指導、企業等での実習を実施しています。	
福岡市教育委員会指導部発達教育センター	〒810-0065 福岡市中央区地行浜2-1-6	092-845-0015 (092-845-0025)		
福岡労働者支援事務所	〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-8-8 福岡西総合庁舎5階	092-735-6149 (092-712-0497)	障がい者雇用をはじめ、労働条件に関することや賃金未払、ハラスメント等、あらゆる労働相談に応じています。労働者からも使用者からも相談を受け付けます。	
北九州労働者支援事務所	〒802-0001 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル4階	093-967-3945 (093-967-3946)		
筑後労働者支援事務所	〒839-0861 久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎1階	0942-30-1034 (0942-30-1025)		
筑豊労働者支援事務所	〒820-0004 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎別館2階	0948-22-1149 (0948-22-4118)		

「障がい者応援まごころ企業認定制度」

福岡県では障がいのある人が作る物品や役務を「まごころ製品」と名付け、販売促進に取り組んでいます。

「まごころ製品」の購入は、障がいのある人の経済的自立へとつながります。多くの企業の皆様に「まごころ製品」を購入いただき、社会全体で障がいのある皆さんを応援するために、この制度を創設しました。皆様の参加をお待ちしております。

【認定対象】

福岡県内に本社又は事業所がある以下の企業又は団体

- 「まごころ製品」を年間10万円以上購入
- 障害者雇用促進法における法定雇用率を達成

認定企業には、認定証とシンボルマークが交付されるほか、協力金融機関による融資での優遇措置を受けること、福岡県中小企業融資制度「ふくおか県政推進サポート資金」を活用（※条件あり）することができます。



シンボルマーク

【問い合わせ】 福岡県福祉労働部新雇用開発課 障がい者雇用係

TEL 092-643-3594/FAX 092-643-3619

県ホームページ [まごころ企業](#) 検索

「まごころ製品ショップ」のご案内

福岡県内の障がいのある皆さんが提供する「まごころ製品」をウェブサイトからお買い求めいただけます。

【まごころ製品例】

物品：パン、お菓子、お酒、縫製品、木工品など
役務：印刷、箱折、クリーニング、清掃、軽作業など

まごころ製品ショップ 福岡県内の障がいのある皆さんが提供する「まごころ製品」をウェブサイトからお買い求めいただけます。



ウェブサイト「まごころ製品ショップ」
<http://www.magokoro-ichiba.jp/>

障害者就業・生活支援センター所在地



センターの概要

障がいのある人の身近な地域で、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関とのネットワークを形成し、就業及びそれに伴う生活に必要な支援を実施します。

センターは、福岡県知事が指定する社会福祉法人またはNPO法人が運営しています。

【支援内容】

- ・ 就職に向けた準備
- ・ 求職活動
- ・ 職場定着
- ・ 就業に伴う生活上の相談・助言
- ・ 関係機関との連絡調整

※ご利用の場合は、事前にお問い合わせください。

圏域名	構成市郡	名 称	センター所在地	TEL	FAX
① 福岡・糸島	福岡市・糸島市	障害者就業・生活支援センター 野の花	福岡市中央区天神3-14-31 天神リンデンビル5階	092-729-9987	092-729-9988
② 粕 屋	古賀市・糟屋郡	障害者就業・生活支援センター ちどり	糟屋郡新宮町緑ヶ浜1-6-1	092-963-5062	092-963-5055
③ 宗 像	宗像市・福津市	障害者就業・生活支援センター はまゆう	宗像市田熊5-5-2	0940-34-8200	0940-34-8300
④ 筑 紫	筑紫野市・春日市・大野城市 太宰府市・那珂川市	障害者就業・生活支援センター ちくし	春日市春日公園5-16 コーポ220 1階	092-592-7789	092-586-6689
⑤ 甘木・朝倉	朝倉市・朝倉郡	障害者就業・生活支援センター ちくぜん	朝倉郡筑前町東小田3539-8	0946-42-6801	0946-42-6802
⑥ 久留米	久留米市・大川市・小郡市 うきは市・三井郡・三潴郡	障害者就業・生活支援センター ぼるて	久留米市合川町1490-8	0942-65-8367	0942-65-8378
⑦ 八女・筑後	八女市・筑後市・八女郡	障害者就業・生活支援センター「デュナミス」	八女市津江544-1	0943-25-3120	0943-25-3121
⑧ 有 明	大牟田市・柳川市・みやま市	障害者就業・生活支援センター ほっとかん	大牟田市新栄町16-11-1	0944-57-7161	0944-57-7163
⑨ 飯 塚	飯塚市・嘉麻市・嘉穂郡	障害者就業・生活支援センター BASARA	飯塚市吉原町6-1 あいタウン4階	0948-23-5560	0948-23-5700
⑩ 直方・鞍手	直方市・宮若市・鞍手郡	福岡県中央障害者就業・生活支援センター	直方市須崎町16-19	0949-22-3645	0949-29-1239
⑪ 田 川	田川市・田川郡	障害者就業・生活支援センター じゃんぷ	田川市大字夏吉4205-3	0947-23-1150	0947-46-9506
⑫ 北九州	北九州市・中間市・遠賀郡	北九州障害者就業・生活支援センター	北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた2階	093-871-0030	093-871-0083
⑬ 京 築	行橋市・豊前市・京都郡 築上郡	障害者就業・生活支援センター エール	行橋市南泉3-1-5	0930-25-7511	0930-25-7512

【発行】福岡県福祉労働部労働局新雇用開発課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 Tel 092(643)3594 Fax 092(643)3619